

公民館使用料減免について(お知らせ)

公民館の使用料については、平成20年(2008年)7月1日以後に公民館のホールや会議室等を使用申請するものから、使用料の額を改めました。それまで全額減免していたグループ・団体による趣味・教養的活動等の使用料は、条例額の半額等(会議室の場合:1部屋1時間当たり450円を減免後200円)としました。

ただし、利用者負担の緩和措置として、平成22年(2010年)3月31日までは条例額の半額等のさらに半額(200円を100円)としています。この緩和措置が終了した平成22年(2010年)4月1日以後に使用承認申請書を提出されるものからは、条例額の半額等となります。

公民館利用者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

半額等減免を適用した場合の使用料負担額

区分	基準面積	公民館名	使用料の額(1時間までごとに)		
			条例額	平成22年3月31日までに使用承認申請されるものの減免後の使用料	平成22年4月1日以後に使用承認申請されるものの減免後の使用料
ホール	500㎡	二葉,佐東(ホール1),安,船越,湯来西公民館	4,510円	300円	600円
	450㎡	竹屋,舟入,牛田,早稲田,青崎,似島,己斐上,古田,鈴が峰,井口,佐東(ホール2),東野,安東,祇園西,戸山,真亀,倉掛,口田,三入,可部,日浦,阿戸,矢野,五日市公民館	4,060円		
	350㎡	中央,祇園,高陽公民館	3,160円		
	250㎡	宇品,観音,白木,瀬野公民館	2,250円		
大集会室	150㎡	(略)	1,350円		
会議室・研修室等	50㎡	(略)	450円	100円	200円